地方自治法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照表

| \bigcirc | 0 | | \bigcirc | | \bigcirc | | \bigcirc | \bigcirc | \bigcirc | \bigcirc | \bigcirc | \bigcirc | \bigcirc | |
|--|---|---|---|---|---|--------|---|-----------------------------|---|-----------------------------|-----------------------------|---|----------------------------|-----|
| 自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手続に関する省令(平成二十一年総務省令第十四号) | 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)17 |) | 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第一項に規定する郵便局の基準を定める省令(平成十九年総務省令第百十六号 | 成十八年総務省令第九十九号) ···································· | 納税証明書、住民票の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令(平 | 百五十八号) | 納税証明書、住民票の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令(平成十三年総務省令第 | 住民基本台帳法施行規則(平成十一年自治省令第三十五号) | 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令(昭和六十年自治省令第二十八号)10 | 電気通信主任技術者規則(昭和六十年郵政省令第二十七号) | 電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号) | 国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令(昭和五十九年総理府令第二十四号)4 | 地方自治法施行規則(昭和二十二年内務省令第二十九号) | 目 次 |

| 2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。 は、第二十二条の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項をは、第二十二条の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を | 2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。 | 3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議のとする。 | | は所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくる事項 |
|--|------------------------|--|--|---|

(新設)

(新設)

| 別記 | 別記 |
|----------------------|------|
| (略) | (略) |
| 申請書様式(第二十二条の二関係)(略) | (新設) |
| 申出書様式(第二十二条の三関係)(略) | (新設) |
| 情報提供様式(第二十二条の四関係)(略) | (新設) |
| 通知書様式(第二十二条の五関係)(略) | (新設) |
| | |
| | |

| 五 四 | 三二一る。 | 第三年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二 | |
|-------------|---|--|-----|
| (略) | (略) (略) (略) に対しては総合区の区域の変更 | 三条 令第八条第二項の総務省令で定める事由は、次に掲げるものとすには、当該指定都市の区又は総合区の区域を区分して、前条に規定する定は、当該指定都市の区又は総合区の区域を区分して、前条に規定する基準により行うものとする。 「調査区の修正の事由) | 改正案 |
| 掲げる漁港の水域の変更 | 三 災害の発生、都市計画事業の施行等による調査区内の土地の区画形二 調査区内の世帯数の著しい増加又は減少 指定都市の区の区域の変更る。 | 第三条 令第八条第二項の総務省令で定める事由は、次に掲げるものとすの設定は、当該指定都市の区の区域を区分して、前条に規定する基準により行うものとする。 (調査区の修正の事由) (調査区の修正の事由) | 現 |

| (傍線 |
|-----|
| 0 |
| 部 |
| 分 |
| は |
| 改 |
| 正 |
| 部 |
| 分 |
| _ |

| 登録を要しない電気通条 法第九条第一号の条 法第九条第一号の設備が次の各号のいず 端末系伝送路設備でいう。)の区域(地方 古十二条の十九第一項 古十二条の十九第一項 古十二条の十九第一項 ではそ 中継系伝送路設備 (地方 で)。)にあつてはそ 中継系伝送路設備 (地方 で)。)の設置の区 で は で は で は で は で は で は で は で は で は で | 理 行 「登録を要しない電気通信事業) 「登録を要しない電気通信事業) 「登録を要しない電気通信事業) 「登録を要しない電気通信事業) 「対すれにも該当することとする。 「対すれにも該当することとする。 「対すれにも該当することとする。 「対すれにも該当することとする。 「対すれにも該当することとする。 「対するに送路設備と接続される伝送路設備が次の各号のいずれにも該当することとする。 「対するに表別である基準は、設置する電気通信回第三条 法第九条第一号の総務省令で定める基準は、設置する電気通信回第三条 法第九条第一項の指定都市(次項において単に「指定都市」という。)にあつてはその区の区域)を超えないこと。 「中継系伝送路設備(端末系伝送路設備以外の伝送路設備をいう。以下同じ。)の設置の区間が一の都道府県の区域を超えないこと。 「対するに表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表 |
|--|---|
| 五十二条の十九第一項の指定都市(次項において単に「指定都市」と一含む。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百 | 五十二条の十九第一項の指定都市(次項において単に「指定」含む。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) |
|)にあつてはその区又は総合区 | いう。)にあつてはその区の区域)を超えないこと。 |
| (端末系伝送路設備以外の伝送路設備をいう。 | 中継系伝送路設備 |
| \smile | |
| 都道府県、市町村(特別区を含む。)又は指定都市の区若しくは | 都道府県、市町村 |
| 区の区域の変更により、法第十六条の届出をした電気通信事業者の設置 | により、法第十六条の届出をした電気通信事業者の設置する電気通信回 |
| する電気通信回線設備が前項に定める基準に該当しないこととなつたと | 線設備が前項に定める基準に該当しないこととなつたときは、当該電気 |
| きは、当該電気通信事業者は、当該変更があつた日から起算して六月を | 通信事業者は、当該変更があつた日から起算して六月を経過する日まで |
| 経過する日までの間は、法第九条第一号の登録を受けないで、電気通信 | の間は、法第九条第一号の登録を受けないで、電気通信事業を従前 |
| 事業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内 | により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同条の登録 |
| に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、 | 申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請につい |
| その申請について登録又は登録の拒否があるまでの間も、同様とする。 | て登録又は登録の拒否があるまでの間も、同様とする。 |

(読替え)

各号に規定する語句と読み替えて適用する。 するときは、第四十三条及び前条の規定中「市町村」とあるのは、当該申請において、使用しようとする土地等が次の各号に掲げるものに所在第四十七条の二 法第百二十九条第一項又は第百三十八条第三項の裁定の

- 一 特別区のある地 特別区
- 二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市 区又は総合区

様式第1(第4条第1項関係)

電気通信設備の概要

 \sim

(器)

注1 (略)

- 2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村(特別区<u>に</u> あつては区、地方自治法第252条の19第1項の指定都市<u>にあつては</u> 区又は総合区)を単位として記載すること。都道府県の全部を設置の区域とする場合は当該都道府県名を、全国を設置の区域とする場合は全国と記載すること。
- 3~6 (器)

様式第8(第9条第1項、第60条の2関係)

2 電気通信設備の概要(電気通信事業法第44条第1項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。)

(読替え)

各号に規定する語句と読み替えて適用する。 するときは、第四十三条及び前条の規定中「市町村」とあるのは、当該申請において、使用しようとする土地等が次の各号に掲げるものに所在第四十七条の二 法第百二十九条第一項又は第百三十八条第三項の裁定の

- 特別区のある地 特別区
- 二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市 区

様式第1(第4条第1項関係)

2 電気通信設備の概要

(器)

注1 (略)

- 2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村(特別区<u>及び</u>地方自治法第252条の19第1項の指定都市<u>の区にあつては、当該区</u>)を単位として記載すること。都道府県の全部を設置の区域とす
- 3~6 (器)

と記載すること。

る場合は当該都道府県名を、

全国を設置の区域とする場合は全国

様式第8(第9条第1項、第60条の2関係)

2 電気通信設備の概要(電気通信事業法第44条第1項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。)

(器)

注1 (器)

2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村(特別区に あつては区、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては 区又は総合区)を単位として記載すること。

3~5(器)

様式第38の8(第40条の10第1項第1号、第40条の14第1項第2号二関係)

2 電気通信設備の概要

(器)

注1 (略)

2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村(特別区<u>に</u> あつては区、地方自治法第252条の19第1項の指定都市<u>にあつては</u> 区又は総合区。4において同じ。)を単位として記載すること。 都道府県の全部を設置の区域とする場合は当該都道府県名を、全 国を設置の区域とする場合は全国と記載すること。

3~6 (器)

様式第38の9(第40条の10第1項第2号関係)

電気通信設備の概要

 \sim

(器)

注1 (器)

(器)

注1 (略)

 \sim

端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村(特別区<u>及び</u> 地方自治法第252条の19第1項の指定都市<u>の区にあつては、当該区</u>

)を単位として記載すること。

3~5 (器)

様式第38の8(第40条の10第1項第1号、第40条の14第1項第2号二関係

 \smile

電気通信設備の概要

 \sim

(器)

注1 (略)

2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村(特別区<u>及び</u>地方自治法第252条の19第1項の指定都市<u>の区にあつては、当該区</u>。4において同じ。)を単位として記載すること。都道府県の全部を設置の区域とする場合は当該都道府県名を、全国を設置の区域とする場合は全国と記載すること。

3~6 (器)

様式第38の9(第40条の10第1項第2号関係)

2 電気通信設備の概要

(器)

注1 (器)

- 2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村(特別区<u>に</u>あつては区、地方自治法第252条の19第1項の指定都市<u>にあつては区</u>区又は総合区。4において同じ。)を単位として記載すること。 都道府県の全部を設置の区域とする場合は当該都道府県名を、全国を設置の区域とする場合は全国と記載すること。
- 3~6 (器)

- 2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村(特別区<u>及び</u>地方自治法第252条の19第1項の指定都市<u>の区にあつては、当該区</u>。4において同じ。)を単位として記載すること。都道府県の全部を設置の区域とする場合は当該都道府県名を、全国を設置の区域とする場合は当該都道府県名を、全国を設置の区域とする場合は全国と記載すること。
- 3~6 (器)

| (傍線 |
|---------------|
| \mathcal{O} |
| 部 |
| 分 |
| は |
| 改 |
| 正 |
| 部 |
| 分 |

| に四年以上従事した経験を有するもの | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務 | |
| と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒 | |
| 明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校又はこれらと同等以上 | |
| 二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校、旧専門学校令(| 二(略) |
| 工事、維持又は運用の業務に二年以上従事した経験を有するもの | |
| 学に関する学科を修めて卒業した者であつて、事業用電気通信設備の | |
| 大学又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工 | |
| を除く。)若しくは旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による | |
| 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学 | 一 (略) |
| 置されている場合とする。 | する者が配置されている場合とする。 |
| が三万未満である場合であつて、次の各号のいずれかに該当する者が配 | 利用者の数が三万未満である場合であつて、次の各号のいずれかに該当 |
| はその区の区域)を超えない場合のうち、当該区域における利用者の数 | はその区又は総合区の区域)を超えない場合のうち、当該区域における |
| 一項の指定都市(第四項において単に「指定都市」という。)にあつて | 一項の指定都市(第四項において単に「指定都市」という。)にあつて |
| (地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第 | (地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第 |
| 業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村(特別区を含む。)の区域 | 業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村(特別区を含む。)の区域 |
| 第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事 | 第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事 |
| (電気通信主任技術者の選任を要しない場合) | (電気通信主任技術者の選任を要しない場合) |
| 現 | 改正案 |
| | |

2 四 底 略 略

あつた日から起算して六月を経過する日までの間は、第一項中「市町村 算して条第一項の規定により届け出た電気通信事業者については、当該変更が により変更された場合は、当該変更前に法第九条の登録を受け、又は法第十六 は、当 市町村(特別区を含む。)又は指定都市の区若しくは総合区の区域が 4 市町

(特別区を含む。

の区域

(地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号

(第三項において単に

. 「指定

第二百五十二条の十九第一項の指定都市

4

ずれかに該当する者が配置されている場合とする。 は、 気通信設備の設置の範囲が一の都道府県の区域を超えない場合であつて 別に告示する要件に適合するものとして総務大臣が認めるものにあつて 兀 \equiv 当該区域における利用者の数が三万未満であり、 認められる教育施設を卒業した者であつて、 昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校又はこれらと同等以上と 前 ものと認める者 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校、 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、 項の規定にかかわらず、事業用電気通信設備について、 総務大臣が前各号に掲げる者のいずれかと同等以上の能力を有する 維持又は運用の業務に八年以上従事した経験を有するもの 事業用電気通信設備の工 かつ、 旧中等学校令(前項各号のい 総務大臣 事業用電

2

3 前二項に規定する要件を満たす電気通信事業者は、第一項各号のいずればならない。

3

(略)

条の十九第一項の指定都市 算して六月を経過する日までの間は、 により届け出た電気通信事業者については、 市町村 の区域 当該変更前に法第九条の登録を受け、又は法第十六条第一項の規定 (特別区を含む。) 又は指定都市の区の区域が変更された場合 (地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) (第三項において単に 第一項中 当該変更があつた日 「市町村 「指定都市」という。 (特別区を含む 第二百五十二 いから起

区又は総合区の区域)」と読み替えるものとする。 び変更前の市町村(特別区を含む。)の区域(指定都市にあつてはその て単に「指定都市」という。)にあつてはその区又は総合区の区域)及 六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市 「市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法 (昭和二十二年法律第 (以下この項におい

都市」という。) にあつてはその区又は総合区の区域) 」とあるのは、)の区域)にあつてはその区の区域)」とあるのは、 の区域(指定都市にあつてはその区の区域)」と読み替えるものとする の十九第一項の指定都市(以下この項において単に「指定都市」という)にあつてはその区の区域)及び変更前の市町村 (地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条 「市町村 (特別区を含む。) (特別区を含む。

- 11 -

| 2 · 3 (略) | 2 · 3 (略) |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| | ならない。 |
| 。)が適当と認める書類を提出してしなければならない。 | 又は総合区長。以下同じ。)が適当と認める書類を提出してしなければ |
|)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長。以下同じ | 律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区長 |
| るため市町村長(特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号 | るため市町村長(特別区にあつては区長、地方自治法(昭和二十二年法 |
| 閲覧の申出は、同条第二項各号及び次項各号に掲げる事項を明らかにす | 閲覧の申出は、同条第二項各号及び次項各号に掲げる事項を明らかにす |
| 第二条 法第十一条の二第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの | 第二条 法第十一条の二第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの |
| にしなければならない事項等) | にしなければならない事項等) |
| (住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出の手続及び申出につき明らか | (住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出の手続及び申出につき明らか |
| 現 | 改正案 |

| _ |
|----|
| 傍線 |
| 0 |
| 部分 |
| は |
| 改 |
| 正 |
| 部分 |
| 71 |

| 現 行 |
|--|
| (本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例の請求手続) |
| 第四条 法第十二条の四第一項の規定に基づき住民票の写しの交付の請求 |
| をする者は、同項に基づく住民票の写しの交付の請求である旨並びに次 |
| 項に規定する書類を提示した場合には、その者の住民票コード又は出生 |
| の年月日及び男女の別を明らかにしなければならない。 |
| 2 法第十二条の四第一項に規定する総務省令で定める書類は、旅券、運 |
| - 転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等(本 |
| 人の写真が貼付されたものに限る。)であって当該請求者が本人である |
| ことを確認するため市町村長(特別区及び地方自治法(昭和二十二年法 |
| 律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区 |
| - 長。第六条及び第九条において同じ。)が適当と認めるものとする。 |
| |
| 四条 (略) (本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例の請求手続) (本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例の請求手続) 四条 (略) 四条 (略) 改 正 案 改 正 案 改 正 案 改 正 案 |

0 納税証明書、 住民票の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令(平成十三年総務省令第

百五十八号)

(傍線の部分は改正部分)

(掲示)

改

正

案

現

行

第一条 る取扱いに関する法律 日本郵便株式会社は、 (以下「法」という。) 第二条第二号 、第三号 地方公共団体の特定の事務の郵便局におけ

又は第五号に掲げる事務を取り扱う郵便局(法第一条に規定する郵便局

をいう。) ごとに、公衆の見やすい場所に、 当該事務を取り扱わせるこ

う事務の内容及び当該事務の取扱時間を掲示しなければならない。 ととした地方公共団体 (以 下 「指定地方公共団体」という。)、取り扱

(本人確認の方法)

第二条 法第二条の規定に基づき納税証明書 (同条第二号に規定する納税

住民票の写し等をいう。以下同じ。)又は印鑑登録証明書 証明書をいう。 (同条第三号に規定する (同条第五号

以下同じ。)、住民票の写し等

ける際の本人確認は、 に規定する印鑑登録証明書をいう。以下同じ。 日本郵便株式会社が、 法第二条第二号、)の交付の請求を受け付 第三号又

は第五号に掲げる事務に従事する職員 (以 下 「郵便局取扱事務従事職員

という。)をして、当該請求を行う者に対し、 必要な証明を求めさせ

ることにより行うものとする。

(掲 示

第一条 日本郵便株式会社は、 地方公共団体の特定の事務の郵便局にお

る取扱いに関する法律 (以下「法」という。) 第 一条第 項第一 号、

郵便局をいう。)ごとに、 第三号又は第五号に掲げる事務を取り扱う郵便局 公衆の見やすい場所に、 (法第一条に規定する 当該事務を取り扱わ

せることとした地方公共団体 (以 下 「指定地方公共団体」という。)、

取り扱う事務の内容及び当該事務の取扱時間を掲示しなければならない

(本人確認の方法

第二条 法第二条第一項の規定に基づき納税証明書 (同項第二号に規定す

る納税証明書をいう。 以下同じ。)、住民票の写し等 (同項第三号に規

定する住民票の写し等をいう。以下同じ。)又は印鑑登録証明書 (同 項

第五号に規定する印鑑登録証明書をいう。以下同じ。 の交付の 請求を

号、 受け付ける際の本人確認は、 第三号又は第五号に掲げる事務に従事する職員 日本郵便株式会社が、 法第一 (以 下 一条第 「郵便局取扱 項第二

事務従事職員」という。)をして、当該請求を行う者に対し、 必要な証

明を求めさせることにより行うものとする。

(請求書類の送付)

送付させるものとする。

送付させるものとする。

送付させるものとする。

送付させるものとする。

送付させるものとする。

送付させるものとする。

総合区」とあるのは、「区又は総合区」と読み替えるものとする。場合について準用する。この場合において、前項中「市又は区若しくは2 前項の規定は、法第二条の規定に基づき住民票の写し等を引き渡した

(請求書類の送付)

第三条 日本郵便株式会社は、法第二条第一項の規定に基づき納税証明書のものとする。

とあるのは、「区」と読み替えるものとする。渡した場合について準用する。この場合において、前項中「市又は区」渡した場合について準用する。この場合において、前項中「市又は区」

2

 \bigcirc 納税証明書、住民票の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令(平

(傍線の部分は改正部分)

成十八年総務省令第九十九号)

| 改正案 | 現 |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| (請求書類の送付) | (請求書類の送付) |
| 第三条 公共サービス実施民間事業者は、法第二十三条において準用する | 第三条 公共サービス実施民間事業者は、法第二十三条において準用する |
| | 法第二十条第一項の規定に基づき締結した契約により納税証明書又は印 |
| 鑑登録証明書を引き渡したときは、遅滞なく、特定業務従事者をして、 | 鑑登録証明書を引き渡したときは、遅滞なく、特定業務従事者をして、 |
| 当該引渡しに係る請求書類を当該引渡しの業務に係る委託地方公共団体 | 当該引渡しに係る請求書類を当該引渡しの業務に係る委託地方公共団体 |
| (地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第 | (地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第 |
| 一項の指定都市にあっては、市又は区若しくは総合区)の長に送付させ | 一項の指定都市にあっては、市又は区)の長に送付させるものとする。 |
| るものとする。 | |
| 2 前項の規定は、法第三十四条第一項の規定に基づき住民票の写し等を | 2 前項の規定は、法第三十四条第一項の規定に基づき住民票の写し等を |
| 引き渡した場合について準用する。この場合において、前項中「市又は | 引き渡した場合について準用する。この場合において、前項中「市又は |
| 区若しくは総合区」とあるのは、「区又は総合区」と読み替えるものと | 区」とあるのは、「区」と読み替えるものとする。 |
| する。 | |

 \bigcirc 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第一項に規定する郵便局の基準を定める省令(平成十九年総務省令第百十六号

(傍線の部分は改正部分)

| とができる送受信設備 | 正な取扱いその他郵便局取扱事務の適正かつ確実な実施を確保するこ 扱事務 | 記載された情報を電磁的方法により送受信する場合は、個人情報の適 法によ | は総合区))との間で証明書等及びこれらの交付の請求に係る書類に 書等及 | 条第二号及び第五号に掲げる事務の実施にあっては、市又は区若しく | 五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区又は総合区 (法第二 五十二 | 地方公共団体(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百 二 地方公共団 | とがで | 事職員 | を、同 | おいて | 民票の | (略) 一 | る施設な | (以下「法」と | (略) 第一条 世 | (施設及び設備) (施設及び設備) | 改 正 案 |
|------------|-------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|--|------------------------|---------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|--------------------|------------------------------|-------------------------------|-------------------|-------|
| | 扱事務の適正かつ確実な実施を確保することができる送受信設備 | 法により送受信する場合は、個人情報の適正な取扱いその他郵便局取 | 書等及びこれらの交付の請求に係る書類に記載された情報を電磁的方 | び第五号に掲げる事務の実施にあっては、市又は区))との間で証明 | 五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区(法第二条第二号及 | 公共団体(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百 | とができないように適切な措置が講じられた施設 | 事職員」という。)及び当該請求を行う者以外の者が、容易に見るこ | 同条各号に掲げる事務に従事する職員(以下「郵便局取扱事務従 | おいて「証明書等」という。)並びにこれらの交付の請求に係る書類 | 民票の写し等、戸籍の附票の写し及び印鑑登録証明書(以下この条に | 法第二条各号に規定する戸籍謄本等、除籍謄本等、納税証明書、住 | る施設及び設備は、次のとおりとする。 | 法」という。)第三条第一項第二号に規定する総務省令で定め | 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律 | 施設及び設備) | 現行 |

設備

三 証明書等の交付の請求に係る書類等を適切に保管することができる

| _ 二 電 | 業務 | 平成 | | るとこ | 2 | ほか、 | (略) 第二条 | (定義) | の省令 | 他の法 | 法その | 第三条 | 信の技 | (略) 第一条 | (趣旨) | 改正案 |
|--|--------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|----------|---------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------|------|----------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|------|-----|
| 電子証明書 次に掲げるもの(行政機関等が情報通信技術利用法第する電子署名をいう。 | 業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定 | 平成十四年法律第百五十三号)第二条第一項又は電子署名及び認証 | 一 電子署名 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 (| るところによる。 | この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め | ほか、情報通信技術利用法 において使用する用語の例による。 | 第二条 この省令において使用する用語は、特段の定めがある場合を除く | \$) | の省令の定めるところによる。 | 他の法律及び法律に基づく命令に特段の定めのある場合を除くほか、こ | 法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、 | 第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方 | 信の技術の利用に関する法律(以下「情報通信技術利用法」という。) | 第一条 総務省関係法令に規定する手続等を、行政手続等における情報通 | 1) | 現 行 |

| | | Ti-l | hybr* | |
|--|-----|-----------|--|--|
| 地方自治法 (昭和二十 二年法律第 | 法令名 | 別表(第三条関係) | 第三条(略) | |
| て準用する場合を含む。)、第二百九十一条の六第一項(第二百五十二条の十二(第二百五十二条の十三においを含む。)、第九条の二第二項、第七十四条の二第十項第九条第三項(第九条の三第六項において準用する場合 | 条項 | · (条) | | |
| 地方自治法 (昭和二十 二年法律第 | 法令名 | 別表(第三条問 | 第三条この公第三条この公司 | ハ |
| て準用する場合を含む。)、第二百九十一条の六第一項(第二百五十二条の十二(第二百五十二条の十三においを含む。)、第九条の二第二項、第七十四条の二第十項第九条第三項(第九条の三第六項において準用する場合 | 条項 | 関係) | に基づく手続等について適用する。三条(この省令は、別表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定(適用範囲) | び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書のに限る。)をいう。 署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第規定する電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法別、平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)が作成した電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法別、で成した電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法別に規定する電子証明書をいう。) |

| 召施地 | (略) | | |
|---|-----|--|--|
| 昭和二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十 |) | | |
| 第二十二条の三第二項及び第三項、第二十二条の四並びに二十二条の三第二項及び第三項、第二十二条の二、第二十二条の三の二第一項、第十七条の十、第十八条、第 | (略) | 成十六年法律第五十九号)第五条第三十項において準用する場合を含む。)、第百四十三条第二項、第二百三十二条の六第一項(市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する場合を含む。)、第二百四十四条の二第七項(市町村の合併の特例に関する法律第四十五条の八第一項、第二項及び第四項、第二百五十条の十七第二項、第二百五十条の十七第二項、第二百五十条の十十十条の一第一項、第二百五十条の十十十条の一第一項、第二百五十条の十十十条の一第一項、第二百五十条の十九第二項、第二百五十一条の三第一項から第三項まで、第二百五十一条の三第一項から第三項まで、第十二項及び第十項、第二百五十一条の三第一項から第三項表の二第七項、第二百五十一条の三の二第三項、第十二項及び第十三項、第二百五十一条の三第十項、第二百五十二条の二第十項、第二百五十一条の三の二第三項、第二百五十二条の二第十二条の三十二第一項並びに第二百六十一条第四項 | |
| 地方自治法 地方自治法 下为第省令 | 略) | | |
| 二十条、第二十一条及び第二十二条第十二条の三の二第一項、第十七条の十、第十八条、第 | (略) | 及び第五項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第五条第三十項において準用する場合を含む。)、第百四十三条第二項、第二百三十十七条において準用する場合を含む。)、第二百四十十七条において準用する場合を含む。)、第二百四十八条第三項において準用する場合を含む。)、第二百四十四条の二第七項(市町村の合併の特例に関する法律第四十八条第三項において準用する場合を含む。)、第二百四十四条の二第七項(市町村の合併の特例に関する法律第四十八条第三百五十条の十七第二項、第二百五十条の四、第二百五十条の六、第二百五十条の十七第二項、第二百五十条の十七第二項、第二百五十条の十七第二項、第二百五十条の十十第二項、第二百五十一条の三第一項から第三項まで、第二百五十一条の三第一項から第三項を対策と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と | |

| (略) |) | 第二十九号 |
|-----|---|-------|
| (略) | | |
| | | |
| (略) |) | 第二十九号 |

| _ |
|---------------|
| 傍 |
| 線 |
| \mathcal{O} |
| 部 |
| 分 |
| は |
| 改 |
| 正 |
| 部 |
| 分 |
| $\overline{}$ |

| なる事項がるもののほか、処理方策の提示を行うについて参考と | 申請の年月日 三 | 処理方策の提示を求める事項(当事者の主張の要点を含む。) 二 | 紛争の当事者 | 記載しなければならない。 | 第四十二条 法第二百五十二条の二第七項の文書には、次に掲げる事項を 第四十二条 | (申請書) | 改 正 案 |
|-------------------------------|--------------|------------------------------------|--------|--------------|---|-------|-------|
| | 紛争の経過 | 処理方策の提示を求める事項(当事者の主張の要点を含む。) | 紛争の当事者 | 記載しなければならない。 | 十二条 法第二百五十二条の二第七項の文書には、次に掲げる事項を | (申請書) | 現 行 |

